

「様式 2 号」

番 号
令和 3 年 5 月 1 2 日

農林水産省政策統括官 殿

特定非営利活動法人 Creer
クレール子ども食堂宅食便
理事長 原田 昭仁

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書
(無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の (1) の規定に基づき、学校等並びに食事提供団体及び食材提供団体における政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省政策統括官の指示又は承認がない限りこれを学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

1 交付申請数量 精米 300 キログラム

2 添付書類

(1) 無償交付申請

①用途（様式 2 号－別紙 1）

②学校等・食事提供団体・食材提供団体における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 2）

④食事提供団体における食育用として使用する場合には、当該食事提供団体において、食育の取組として、食事の提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－①）

⑤食材提供団体における食育用として使用する場合には、当該食材提供団体において、食材の提供を直接受ける子育て家庭に対して、家庭内で子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が配付する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－②）

⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度におけ

る米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙5）

- ⑦調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙6）

（2）有償交付申請

- ①申請数量根拠（様式2号－別紙3）

- ②学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画③教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第4の1の(1)に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式2号－別紙7）

（注1）地方自治法第252条17の2に規定する特例を受けている市町村にあっては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

（注2）精米の交付を希望することができる者は、食事提供団体の長又は食材提供団体の長に限る。

「様式2号-別紙1」

	学校等区分	学校等数	給食等予定人員	1人1食当たり給食等量	給食等予定延べ人員	増加数量	申請数量	
1 学 校 等 給 食 用	計算式		①	②	③ = ① × 増加回数	④ = ② × ③	⑤ ≤ ④	
	小学校	校 ()	人 ()	精米 g ()	人 ()	精米 kg ()	精米 kg ()	
	中学校	()	()	()	()	()	()	
	夜間学校	()	()	()	()	()	()	
	特別支援学校	()	()	()	()	()	()	
	幼稚園	()	()	()	()	()	()	
	保育園等	()	()	()	()	()	()	
	小計						() a	
	交付申請数量小計 (a ÷ 0.903)							() 玄米 kg
2 調理 実習等 学習教 及材 び用 3 試食 会用	小学校	校					精米 kg	
	中学校							
	夜間学校							
	特別支援学校							
	幼稚園							
	保育園等							
	小計							b
	交付申請数量小計 (b ÷ 0.903)							玄米 kg

<p>4 食事提供団体の食育用</p> <p style="text-align: center;">交付申請数量小計 ($c \div 0.903$)</p>	<p>精米 kg c</p> <p>玄米 kg</p>
<p>5 食材提供団体の食育用</p> <p style="text-align: center;">交付申請数量小計 ($d \div 0.903$)</p>	<p>精米 kg d 300kg</p> <p>玄米 kg</p>
<p>交付申請数量合計</p>	<p>精米 kg (300)</p>

- (注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校等区分別の延べ人数を記載する。
2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の () 内には、米粉パン等用の数量等を記載する。
3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。
4. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。
5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用の場合には、調理実習等、試食会とする。
6. 精米の交付を希望する場合は、申請数量欄の c 又は d のみ記載すること。

食材提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食材提供団体

①名称	特定非営利活動法人 Creer クレール子ども食堂宅食便
②団体種別 (注) 参照)	NPO 法人
③食材提供団体の長の氏名	理事長 原田 昭仁
④所在地 (上記③の住所)	〒770-0941 徳島県徳島市万代町5丁目71番地4
⑤配送先住所	同上
⑥電話番号 (上記③の方)	088-654-5205
⑦電子メールアドレス (上記③の方)	creer5205@gmail.com
⑧団体ホームページアドレス (ホームページがある場合)	http://creer.or.jp/

(注) 「②団体種別」の欄は、「公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)」、「NPO 法人(特定非営利活動法人)」、「一般法人(一般社団法人又は一般財団法人)」又は「その他ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人又は任意団体」のうちいずれかを記載してください。

2. 公的機関及び他団体等との関わり

①公的機関との関わり (注) 1 参照)	※支援を受けている具体的な内容(協力を含む) 運営費の補助をいただいている 子育て家庭からの相談や支援をつないでいる 気になる子どもについて連携し、ケース会議を持っている。
	※公的機関(市区町村等)の名称、担当部署名、連絡先 徳島市子ども健康課 088-656-0528、徳島県社会福祉協議会
②他団体との関わり (注) 2 参照)	※連携している具体的な内容 助成金、寄付金、食材提供
	※他団体の名称、担当係名、連絡先 一般財団法人チャイルドライフサポートとくしま RCF 認定NPO法人フローレンス 石原金属株式会社

(注) 1. 「①公的機関との関わり」の欄は、
 ① 国、都道府県、市区町村からの支援として、委託事業や補助事業の名称、
 ② 都道府県、市区町村等から活動に係る開催周知や食材調達、人材確保などの具体的な協力内容(特に子育て家庭に関する情報提供等)、
 ③ 関りのある全ての公的機関の名称、担当部署名、連絡先、
 を記載してください。
 2. 「②他団体等との関わり」の欄は、
 ① 連携している団体や企業等があり、この他団体等の具体的な協力内容、

② 関りのある主な他団体の名称、担当係名、連絡先、
を記載してください。

3. 政府備蓄米を活用した食育の取組（概要）

<p>① 政府備蓄米を活用した食育の取組</p> <p>・ ごはん食の魅力を伝える取組 （注）2の①を参照し、取組内容を記載。また、食材と一緒に同封するチラシやパンフレットを添付）</p> <p>子育て家庭への食材配布をするとともに、毎日の子ども宅食でごはんを主食にした食事の提供を通じて、ごはんの魅力などを伝える食育の活動を行います。</p> <p>・ 政府備蓄米と他の食材を直接配付する取組 （注）2の②を参照し、取組内容を記載。また、米と他食材の写真を添付）</p> <p>子育て家庭に、交付いただいた政府備蓄米と他の地産の野菜、レトルト食品、カップ麺、飲料、お弁当を直接配布するとともに、ごはんの炊き方や米と他の食材を活用したレシピや調理方法などについて、食育の活動を行います。</p>
<p>② 食育の推進を行う者（氏名）</p> <p>原田 昭仁 喜多條雅子</p>

（注）1. 「①政府備蓄米を活用した食育の取組」は、食育の取組内容、政府備蓄米の活用方法及び学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知）第4の1の（5）のイの食育の取組として、子育て家庭において、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うものを具体的に記載してください。また、政府備蓄米に併せて配付する他の食材についても、具体的に記載してください。

2. 食育取組の具体例

① ごはん食の魅力を伝える取組

子育て家庭への食材配付をするとともに、「①朝ごはんの大切さ、②米の栄養成分、③米が家庭に届くまで」などのチラシの配付やごはん食レシピなどをSNなどにより子育て家庭に、ごはんの魅力などを伝える食育の活動を行います。

② 政府備蓄米と他の食材を直接配付する取組

子育て家庭に、交付された政府備蓄米と他の食材を直接配付するとともに、米と他の食材を活用した調理方法などについて、子どもに伝える食育の活動を行います。

食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申告事項	チェック
<p>1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。</p> <p>(a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けていた団体</p> <p>(b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関するの情報を基に活動している団体</p> <p>(c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>2. 子育て家庭に政府備蓄米と他の食材を併せて直接配付を行うことができる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>3. 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことができる。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>4. 政府備蓄米について、食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>5. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>6. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>7. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>
<p>8. 食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>

「様式 2 号－別紙 4－2－②」

農林水産省政策統括官 殿

誓約書

(食材提供団体における食育用)

私は、食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡することを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

配布するもの



令和2年10月1日
受付開始

～チャイルドライフをサポートする～

こ しょくどうたくしょくびん クレール子ども食堂 宅食便



子育てのことで相談したいけど、
誰にすれば良いのかな…

毎日、ご飯を作るのが
大変



買い物に行きたいけど、
なかなか行けない(泣)

仕事が忙しくて、子どもだけで留守番したり、
ご飯を食べたりしている



子育てする中で「生活が大変…」と感じておられる

徳島市内にお住いの18歳以下のお子さまのいるご家庭に…



わたし しょく とど
私たちが、食をお届けします



優先させていただくご家庭

- お子様的人数が多いご家庭
- 障がいのあるお子様を育てられているご家庭
- ひとり親のご家庭
- 生活保護または就学援助を受けられているご家庭
- 乳幼児の子育て中のご家庭
- 夕食までに親が帰宅できないご家庭

もう こ かんたん
申し込みは簡単!! インターネットで

- ★ホームページ
 - ★Facebook
 - ★申し込みフォームに入力して送信をクリック
- 「NPO法人Creer」で検索



クレール子ども食堂宅食便とは・・・

子育て中で、「生活が大変・・・」と感じておられるご家庭に無料で食材等をお届けします。

内容は、お弁当やお菓子、お米、パン、野菜、レトルト食品、飲料、お菓子、カップ麺、日用品などの詰め合わせです。申し込みいただいた個人情報、秘密を厳守します。

写真はお届けする食材の一例です。



食材提供とボランティアさん大募集！



食材の提供、寄附をしていただける方、食材の仕分け、配達、電話番、事務、WEB管理等をお手伝いしてくれるボランティアさんも大募集しています。

興味のある方は、ぜひお問い合わせください。

皆様のご協力をお待ちしております☆☆

まずは、お気軽にお問い合わせください

NPO法人 Creer

〒770-0941 徳島市万代町5丁目71-4

電話: 088-654-5205 午後1時~5時の間受付

FAX: 088-677-5206 メール: creer5205@gmail.com

FAXとメールは24時間受付

